

## 飯能市地域公共交通計画の改訂に係る事業の実施案について

現行の飯能市地域公共交通計画が令和 4 年度に終期を迎えることから、令和 5 年度を始期として当該計画を改訂する予定です。

ついては、以下の考え方で事業を進めていきます。

### 1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正の概要

- (1) 地域公共交通計画の作成を努力義務化
- (2) 従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス、病院の送迎バスなど、全ての輸送資源が検討対象
- (3) 地域間幹線系統や地域内フィーダー系統への国庫補助金について、該当路線の地域での位置づけ等を計画に記載することが補助要件となった。

(経過措置期間 令和 6 年度予算に係る事業までは従前の例によることができる。)

区 分	地域公共交通網形成計画	地域公共交通計画
計画の対象	○バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする。	○ネットワークの確保や充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む。
位置づけ	○地方公共団体による作成が可能	○地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ○基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む
国庫補助との連動	—	○地域公共交通確保維持改善事業補助との連動
実効性の確保	○可能な限り具体的な数値指標を明示 ○原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況进行评估	○定量的な目標設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ○定量的なデータに基づく PDCA の取組を強化
計画策定の国庫補助	○協議会又は協議会の構成員である都道府県若しくは市町村	○活性化法協議会

### 2 計画期間

- (1) 現 行：平成 3 0 年度～令和 4 年度

※令和 4 年 1 月 2 1 日に飯能市地域公共交通網形成計画より一部改訂

- (2) 改訂後：令和 5 年度～令和 9 年度（5 年間）

### 3 計画の改訂期間

調査期間を含め改訂期間を令和4年度の1年間とし、現行の計画期間終了とともに移行することができるよう改訂事務を進める。

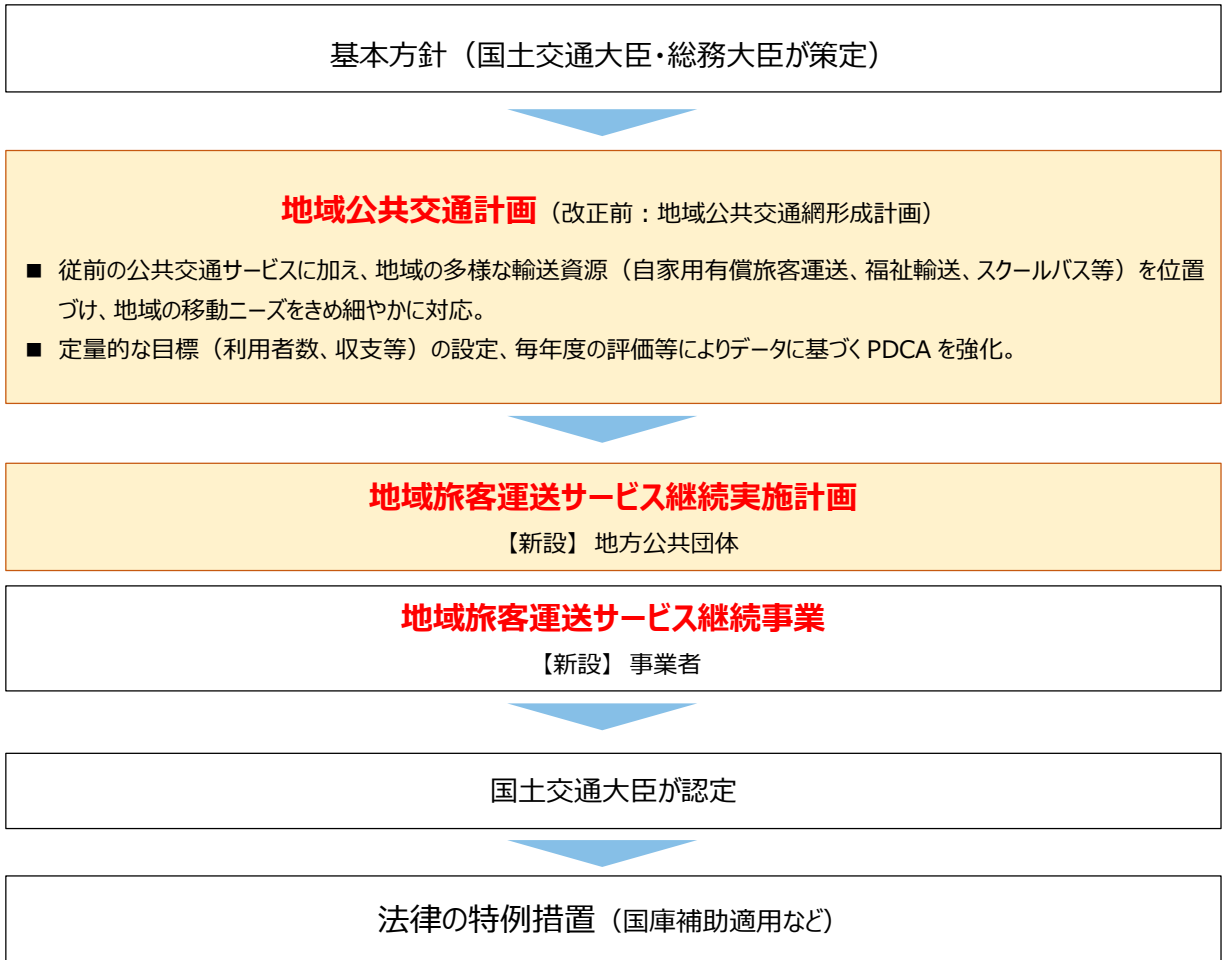
### 4 計画策定に係る事業の内容（案）

項目	内容
(1) 公共交通に関する現状把握	<p>① 地域特性の整理 人口の動向や施設等の配置状況、交通特性などの地域特性を整理する。</p> <p>② 既存公共交通等の現況把握 既存公共交通のほか、福祉系移動サービスやスクールバス、病院の送迎バス、企業の送迎バスなど既存の公共交通以外の地域の輸送資源について調査、整理する。</p> <p>③ 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性及び公共交通の位置づけ等について整理する。</p> <p>④ 現行計画の評価 平成30年度から令和4年度までの計画に基づく事業の実施状況をまとめ、事業ごとに評価を行う。</p>
(2) アンケートとヒアリングの実施	<p>① 市民アンケートの実施 計画を策定するにあたり、市民の普段の交通行動や目的地、手段や鉄道・バス・タクシーなどの公共交通の利用実態や考え方を把握することを目的とし、将来の公共交通や移動手段のあり方を検討するにあたっての基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施する。</p> <p>調査対象：市内に在住する満16歳以上の世帯主とその世帯員 標本数：1地区100人で14地区・全1,400人の回収を目標とする。 配布数：1地区150世帯を無作為抽出 全2,100世帯に配布 調査方法：郵送による配布・回収</p>
(3) 地域公共交通に係る基本方針と目標の検討	<p>① 地域公共交通に係る基本方針と目標 前項で整理した現状・課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位関連計画との整合を図りながら設定する。</p> <p>② 望ましい地域公共交通のあり方 地域内の全ての輸送資源の役割、機能、ターゲットを明確にし、それらを活用した本市公共交通ネットワークのあり方とその実現に向けた方向性を設定する。</p>

## 5 業務スケジュール

実施項目	R4												R5		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 公共交通に関する現状把握	→												計画策定		
(2) アンケートとヒアリングの実施				→											
(3) 地域公共交通に係る基本方針と目標の検討			→												

## 6 法律上の計画の位置づけ



網掛け：R4年度改訂（策定）予定